

平成30年第5回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第46号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 6 議案第47号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第48号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第49号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第50号 熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第10 議案第51号 土地の取得について
- 日程第11 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 請願第 1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西 尾 正 剛 | 2番 木 下 厚 |
| 3番 河 口 涼 一 | 4番 清 田 一 敏 |
| 5番 長 尾 憲二郎 | 6番 吉 川 義 雄 |
| 7番 上 田 俊 孝 | 8番 三 浦 賢 治 |
| 9番 米 村 洋 | 10番 松 田 達 之 |
| 11番 片 山 裕 治 | 12番 上 田 健 一 |

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野 信一 書記 畑野 照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 一臣	副町長	平 逸郎
教育長	太田 篤洋	総務課長	陳野 信次
企画財政課長	濤岡 美智代	税務課長	西田 美子
町民環境課長	野田 俊明	健康福祉課長	山本 昭義
農業振興課長	前田 昭雄	農地整備課長	尾村 幸俊
建設下水道課長	前崎 誠	総務振興課長	稲田 和也
商工観光課長	平山 早苗	会計管理者	橋本 智明
学校教育課長	岩本 博美	生涯学習課長	増永 光幸
農業委員会事務局長	星田 達也	代表監査委員	島田 博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第5回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、木下厚君、3番、河口涼一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成30年第1回生活環境事務組合議会定例会及び第2回臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会平成30年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、報告者及び会議録は、議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成30年9月25日より26日まで、香川県丸亀市、徳島県松茂町にお

いて、総務文教常任委員会視察研修を実施しましたので報告します。

次に、平成30年10月4日に熊本県町村議会議長会議員研修会が嘉島町で開催され、議長ほか7名が出席しましたので報告します。

次に、平成30年10月16日から17日に、熊本県町村議会議長会理事会が高森町で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年11月6日から13日に氷川町長に案内がありました熊本県人ペルー移住115周年記念式典に町長と出席しましたので報告します。

次に、平成30年11月13日に熊本県町村議会議長会、議会広報研修会が益城町で開催され、西尾委員長ほか1名が出席しましたので報告します。

次に、平成30年11月15日に鹿児島県東串良町において議会運営委員会視察研修を実施しましたので報告します。

次に、平成30年11月21日に第62回町村議長会全国議長大会が東京で開催され、議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第46号 平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 6 議案第47号 平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 7 議案第48号 平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 8 議案第49号 平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第50号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第10 議案第51号 土地の取得について

日程第11 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田健一君） 日程第4、行政報告から、日程第11、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告と提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

二十四節気の一つ、大雪を過ぎまして、日に日に寒さが増しておりますけれども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成30年第5回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末の大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより町政運営にあたりましての格別のご理解とご支援を賜り、お陰をもちまして各種施策もおおむね順調に推移をいたしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

今年、地震、大雨、台風など、日本各地で自然災害が発生し、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされましたすべての皆様方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、熊本地震から2年8カ月を迎えようとしています。いまだに45世帯、135名の皆様方が仮設住宅並びにみなし仮設住宅において生活を続けられています。一日も早く元の生活に戻れますよう、今後とも被災者の皆様方に寄り添ったご支援を継続してまいりたいというふうに思っております。

今年、海外出張の機会が二度ございました。一度目は、町村会の研修でオーストラリアを訪問いたしました。シドニー周辺の教育施設、農業施設及び再開発によります地域振興施設などを視察いたしました。教育課程の中で幼児教育の段階から一定の学力基準に満たなければ進級できないこと。また、雨量が少ないというリスクを水耕栽培によりクリアし、周年野菜を栽培されている農業。あるいはシドニー港周辺の使用されていない倉庫を商業施設や観光施設として活用されている状況を目の当たりにでき、大変有意義な研修でございました。

二度目は、先ほど議長からも報告がありました、熊本県人ペルー移住115周年記念式典出席のため、上田健一議長及び総務課長同行のもと、ペルー共和国の首都リマ市を訪問いたしました。公式招待の背景には、本町南鹿野地区から移住されました故平岡千代照氏のご子息、平岡ルイス氏の奥様、平岡八重子氏が現在の熊本県人会長であることから、公式招待があったのかなというふうに拝察をいたしております。

成田空港からアメリカ・ヒューストン空港を経由し、リマ空港に着くまで、約21時間の空の旅、併せまして14時間の時差がございますので、昼夜が逆転しております、大変疲れた旅でございました。

着きました翌日の午後に小野熊本県副知事一行と合流をし、日秘協会会長をはじめ、熊本県人会役員を表敬訪問するとともに、ペルー移民資料館を視察いたしました。

2日目は外務省を訪問、ポポリシオ外務大臣夫妻並びにエスカラ外務省アジア太平洋局長夫妻と会見後、一緒に世界遺産登録をされました旧市街を散策。その後、大統領府視察を兼ねて衛兵交代式を見学いたしました。また、平岡ルイス氏が経営

されております電気店を視察いたしました。4店舗開業されておきまして、従業員数は1,000人を超え、「MIRAY」と称する独自製品もあり、地域経済の貢献度の大きさを感じたところであります。

3日目はサン・ホセ・デ・モンテリコ学校を視察。幼稚園、小学校、中学校、高等学校までの約1,200人が在学する市立学校でございました。海外との交流にも尽力をされておきまして、熊本県内の中学校、高校とも交流をされているというふうに聞き及びました。

夕方、今回の訪問の目的であります熊本県人ペルー移住115周年記念式典に参加をいたしました。式典会場でありますウアカプクラナは5世紀に建設をされました、面積15ヘクタールのピラミッドの遺跡でございました。そのような場所で式典が開催をされたことに、訪問団一同、驚いたところでございます。

式典には、先日お会いをいたしました外務大臣夫妻、アジア太平洋局長夫妻並びに在ペルー日本大使館高木公使をはじめ、多くの外交官も出席をされ、私も氷川町を代表して祝辞を述べさせていただきました。大きな感動と日系移民の皆様とのペルーにおける貢献の大きさ、熊本県人会の皆様方のふるさとを思う気持ちを痛感したすばらしい記念式典でございました。

4日目はジャパンフェスティバルに参加をいたしました。1週間にわたって、日本各地の県人会や日系企業団体がブースを出店し、郷土料理等を紹介、販売されるお祭りでありまして、当日は最終日ということで、各団体が御輿を出されておりました。私たちも一緒に御輿を担いで練り歩いてきたところであります。

5日目は平岡会長の別荘で地元県人会の役員家族を招いての交流会に参加し、パチャマンカを食しました。パチャマンカはペルーの伝統的な調理法の一つで、肉や根菜などの食材を焼いた石とともに土中に埋め、蒸し上げるものでございまして、とてもおいしくいただきました。

一方、別荘はリマ市内の郊外の山岳地にありましたけれども、途中には簡易な住宅が建ち並ぶスラム街とも言える地域がありまして、貧富の大きさというものも感じてきたところであります。

なお、滞在期間中の移動につきましては、地元警察のSPと白バイによる先導が付き、平岡会長夫妻のお心遣いとともに、そうしなければ予定の時刻に、予定の場所に到着できない交通渋滞という交通事情があるということも体験をさせていただきました。

それぞれの海外訪問を通して、私たちの住む日本及び氷川町がいかにか安全で、暮らしやすい場所であるかということを感じいたしました。このことに感謝をし、今後さらに安心・安全で住みよい氷川町を目指すとともに、ふるさとを離れて暮らす

地元出身の皆様方が誇れる町を築いていかなければならないと新たにした旅でございました。

さて、平成30年度も8カ月を経過いたしました。主な事業の進捗状況を報告いたします。

3年目を迎えます地区別防災計画の策定につきましては、本年度10地区において策定作業が進められております。年度末で39地区、全ての地区でこの地区別防災計画が策定されることとなります。

2年目を迎えております防災行政無線デジタル化事業につきましては、屋外スピーカーの設置が暫時進められております。無線機本体も今月末までには設置の予定でございます。

役場駐車場の改修工事につきましては、第2期工事が行われております。今後、電気工事、舗装工事につきましても、暫時発注を行い、並行して工事を進めてまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多く、11月末現在で、通常の住宅改造分で申請件数26件、補助金額にいたしまして425万4,000円、実質工事費では3,321万円の実績となっております。

熊本地震一部損壊家屋修理分で、申請件数18件、補助決定額334万1,000円、実質工事費にしますと2,578万9,000円の実績となっております。相当の経済効果と復旧支援に役立っているものというふう感じております。

農業基盤整備事業につきましては、客土暗渠排水及び排水路改修につきまして、農地集積加速化のモデル事業を実施しております野津地区、吉野地区及び鹿島地区の要望分につきまして、農地耕作条件改善型によりまして事業を進めております。

竜北地区の排水対策につきましては、現在、県営湛水防除事業で実施をされておりますけれども、計画より若干進捗が遅れておりますので、今後、熊本県との連携を図り、事業の加速化を目指してまいります。

氷川大堰の改修につきましては、氷川下流地区基幹水利施設ストックマネジメント事業により、年度計画によりまして事業を進めております。今年右岸側の堰柱の耐震補強及び巻上機の交換等を実施することといたしてございまして、既に今、事業が進められております。

病中・病後時保育の実施に向け準備を進めております。八代郡医師会が実施主体となりまして、八代北部地域医療センター敷地内に施設を建設中であります。来年4月の供用開始を目指しております。

準備を進めております町内小中学校の空調施設の整備につきましては、国の財政支援策の方針を受け、再来年度に整備を予定しておりました小学校へのエアコン設

置につままして、整備時期を前倒ししまして、来年度、中学校と一緒に5校、エアコンの設置をすることといたしております。国のほうにも申請を行いまして、既に交付金の内示もいただいたところであります。

空き家バンク等及び移住・定住事業につまましても、空き家バンクの登録件数が少しずつ増えております。また、先般は県外、県内からそれぞれ2世帯が移住をされてきておりまして、今後とも利用促進に努力をしまいたいというふうに思っております。

ふるさと納税につまましては、11月末現在で186件、250万円の実績でございます。昨年の同時期に比べますと、昨年度同時期が件数で22件、104万円でございますので、件数で164件、金額にしまして149万円の増加というふうになっておりまして、それぞれ今効果を生んでいるところであります。

氷川町誕生から14年目を迎えております。役場の組織機構につまましては、合併以降、必要に応じ組織の改編を行い、業務の合理化や住民サービスの向上に努めてきたところでございますけれども、人口減少社会の到来、多発する自然災害への備えや公共施設の老朽化など、行政を取り巻く環境は厳しさが増しております。このような社会経済情勢の変化に対応し、限られた人員で最大の効果を発揮できる組織体制とするため、組織機構の見直しを進めております。今後、議会の承認を経て、組織の簡素化、財政の健全化を図りながら、より効率的で効果的な行政運営を目指してまいります。

以上で報告を終わります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算4件、規約変更その他1件、諮問1件でございます。

議案第46号は、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,631万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ77億1,371万5,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、国・県支出金合計で1,324万円、諸収入1,401万9,000円であります。

歳出の主な予算は、民生費873万6,000円で、各種福祉事業の償還金でございます。土木費1,255万3,000円、道路及び橋梁新設改良費となっております。

議案第47号は、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,627万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ20億3,588万2,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、繰越金2,331万3,000円。歳出の主な予

算は、償還金及び還付加算金2,600万円でございます。

議案第48号は、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ16億5,701万5,000円とするものでございます。歳入の主な予算は、繰越金23万1,000円、歳出の主な予算は指定事業者等管理システム委託料35万4,000円でございます。

議案第49号は、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、平成31年度から平成33年度までの後期高齢者健診業務委託に伴います債務負担行為を追加するものであります。

議案第50号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号は、土地の取得につきまして、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を聞くものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（上田健一君） これから、議案第46号から順次詳細説明を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第46号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,631万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ77億1,371万5,000円とするものです。

5ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。35款、土木費、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業436万4,000円及び45款、教育費、宮原小学校ほか2校空調設備設置事業709万8,000円です。2件とも、今回の補正予算に計上しておりますが、業務委託の期間が5カ月必要であるため、繰越事業とするものでございます。

6 ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加で、一般健診業務委託集団健診分、期間、平成31年度から平成33年度まで、限度額4,757万1,000円。一般廃棄物収集運搬業務委託、期間、平成31年度から平成33年度まで、限度額8,297万7,000円でございます。

7 ページをご覧ください。第4表、地方債補正でございます。限度額の変更です。1、消防債を5億7,130万円へ、2、教育債を5,840万円へ変更するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。15 ページをご覧ください。

15 款、民生費、5 項、社会福祉費、5 目、社会福祉総務費、23 節、償還金利子及び割引料435万2,000円は、平成29年度臨時福祉給付金の実績に伴う返還金で、事務費178万7,000円、事業費256万5,000円でございます。

15 目、障がい者福祉費、次のページになります。23 節、償還金利子及び割引料315万1,000円も平成29年度実績に伴う返還金で、主なものは障がい者自立支援給付費等の国庫負担金及び県費負担金でございます。

18 ページをご覧ください。25 款、農林水産業費、5 項、農業費、10 目、農業振興費、19 節、負担金補助及び交付金226万4,000円は、機構集積協力金事業費補助金で、農業をやめる場合や主な作物を一部やめる場合、農地バンクを経由して農地を貸した貸し手に交付されるもので6件の申請があり、計上するものです。なお、県の補助金でありますので、同額を歳入で計上しております。

25 目、農地費、19 節、負担金補助及び交付金114万1,000円は、団体営農業農村整備事業負担金ですが、氷川土地改良区が実施する客土で5件の追加があり、県負担分を計上し、交付するものです。同額を歳入の県補助金に計上しております。

20 ページをご覧ください。35 款、土木費、10 項、道路橋梁費、15 目、道路新設改良費、13 節、委託料436万4,000円は、北川反甫北鹿野線道路改良事業に伴う資産鑑定業務委託料で、用地測量が完了している熊本経済連横交差点から竜北中学校入口交差点の区間にある建物や工作物の鑑定を委託するものでございます。

20 目、橋梁新設改良費、15 節、工事請負費420万円は、葉山橋及び栄久橋3号の改築工事です。社会資本整備交付金事業であり、現況により基礎地盤調査が必要となり、増額補正するものでございます。

21 ページをご覧ください。35 款、土木費、25 項、住宅費、5 目、住宅管理費、11 節、需用費300万円は町営住宅の修繕料で、退所時の修繕やその他の修繕で不足が見込まれるため補正するものでございます。

40款、消防費につきましては、訓練等の出席状況や入札残などによる不用額を減額するものです。

22ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、13節、委託料709万8,000円は、小学校3校の空調設備設置工事実施設計事業委託料でございます。小学校の空調設備につきましては、平成31年度から予定しておりましたが、国の補正予算に伴い本年度より実施するものです。

23ページの15項、中学校費、5目、学校管理費、19節、負担金補助及び交付金407万1,000円の減額は、氷川中学校の空調設備設置工事に係る氷川町及び八代市中学校組合負担金を減額するものです。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。10ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金、5目、民生費負担金、15節、児童福祉費負担金113万6,000円は、病児・病後児保育施設整備事業八代市負担金でございます。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、5節、児童福祉費負担金264万8,000円は、平成29年度保育施設給付費の精算により追加交付となったものです。

10項、国庫補助金、25節、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金293万3,000円は防災安全社会資本整備交付金で、葉山橋及び栄久橋3号の改築工事に係るものでございます。

35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金181万6,000円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、竜北中学校及び小学校3校、合計4校の空調設備設置事業分でございます。

11ページをご覧ください。70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、5節、児童福祉費負担金132万4,000円は、平成29年度保育施設給付費の精算に伴う追加交付でございます。

13ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入1,401万9,000円は、平成29年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金で、実績によるものでございます。

99款、5項、町債、30目、教育債、10節、合併特例債790万円の減額は、中学校2校の空調設備設置事業の財源の変更によるものです。当初、全額を合併特例債で予定しておりましたが、国の補正予算に伴い国庫補助金及び、次の25節にあります学校教育施設等整備事業債を充当するものです。学校教育施設等整備事業債は、竜北中学校及び小学校3校の空調設備設置事業分となります。

24ページ、25ページの給与費明細書及び地方債の前々年度末における現在高

並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきまして、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第46号、平成30年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 議案第47号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,588万2,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

歳出から説明いたします。8ページの歳出をお開きください。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料27万円の増額は、来年度元号改正に伴うシステム改修委託料として補正するものです。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、一般被保険者保険税還付金、23節、償還金利子及び割引料50万円の増額の主な要因としまして、熊本地震の影響による償却資産の還付が多かったため補正するものでございます。

45目、療養給付費等負担金償還金、23節、償還金利子及び割引料2,550万円の増額は、平成29年度の事業実績により返還するものです。

次に、歳入を説明いたします。ページ戻りまして7ページ、歳入をお開きください。歳入の主なものとしましては、25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金27万円は、歳出で説明しましたシステム改修委託費分の特別交付金となります。

45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金に2,331万3,000円を計上しております。50款、諸収入、15項、雑入、27目、5節、特定健康診査等負担金260万円は、平成29年度事業実績に伴う追加交付となります。

次に、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正の追加としまして、特定健診業務委託の集団健診分、期間、平成31年度から平成33年度までの3年間、限度額は4,757万1,000円とするものでございます。本年度中に事務処理を開始する必要があるためでございます。

以上で、議案第47号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第48号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,701万5,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。7ページ、歳出をお開きください。主な補正といたしまして、5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料31万8,000円及び14節、使用料及び賃借料3万6,000円の増額は、介護保険指定事業者等管理システムの導入費用となります。現在、県へ登録依頼をし、代行入力を行っていただいておりますが、平成31年度から各市町村で入力を行う必要があるため、県と同種類のシステムを導入するものでございます。

15項、10目、介護認定審査会費、1節、報酬は、8節の報償費67万5,000円を減額し、報酬として必要な55万1,000円を増額するものです。

次に、歳入をご説明いたします。6ページ、歳入をお願いいたします。主な補正としまして、45款、5項、5目、5節、繰越金23万1,000円を計上しております。

9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第48号、平成30年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第49号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正によるものです。

次のページ、2ページをお開きください。第1表、債務負担行為補正追加としましては、事項、後期高齢者健診業務委託、期間、平成31年度から平成33年度ま

での3年間、限度額1,320万3,000円とするものです。後期高齢者、75歳以上の健診にかかるもので、本年度中に事務処理を開始する必要があるためでございます。

これで、議案第49号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、説明を終わります。

○議長(上田健一君) 総務課長、陳野信次君。

○総務課長(陳野信次君) それでは、議案第50号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、構成団体の一つであります地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合が熊本県北病院機構設立組合に平成30年10月1日に名称変更されました。これにより、規約における団体の名称を変更するものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長(上田健一君) 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長(増永光幸君) 議案第51号、土地の取得について、ご説明いたします。

野津多目的広場(仮称)整備事業の用地として、土地を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書、記1の表にあります氷川町野津字中古川4743番外2筆、計3筆の面積6,674平方メートルを取得価格2,469万3,800円で取得し、記2の取得の相手方を3人とするものです。

提案理由といたしましては、本件の土地取得につきましては、氷川町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。

以上で、議案第51号、土地の取得についての説明を終わります。

○議長(上田健一君) 町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 諮問第2号につきまして、ご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原276番地13。氏名、小田修。生年月日、昭和25年4月28日生まれでございます。同氏は、平成28年4月から人権擁護委員の職にありまして、教職員として培ってきた豊富な経験を生かし、その職責を果たしておられます。今後も人権擁護意識の啓発及び問題解決などに活躍が期待できま

すので、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時50分より再開します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 先ほどの議案第47号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明に誤りがございましたので修正をお願いしたいと存じます。

4ページになります。第2表、債務負担行為補正、限度額ですけれども、説明は「4,757万1,000円」と説明しておりますけれども、実際は「4,754万5,000円」の誤りでございました。申し訳ありません。修正をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田健一君） これから質疑を行います。

議案第46号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 常任委員会が異なりますので、教育委員会にご質問をさせていただきたいと思っております。

13ページをお願いいたします。町債の件です。ここで合併特例債から学校基本施設整備事業債に組み替えがっております。皆さん、ご承知のように、合併特例債の場合は95%補助残が充当されて、交付税の措置が7割あるわけなんですけれども、こういった合併特例債は過疎債と同じように最も起債率がいい起債ですが、そういった一番いい起債をどういった理由でこの学校教育施設等整備事業債に切り替えられたのか、その辺の理由をお聞かせください。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 西尾議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

小中学校の空調設備設置につきましては、一応現行制度であります学校施設環境改良交付金を申請しまして、合併特例債を利用し事業を行う予定としておりました。

今回、国の補正予算によりまして新たに創設されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金を利用することにより、他の事業へも利用できます合併特例債ではなく、充当率が100%、元利償還金の交付税算入率60%の今回の学校教育施設等設備事業債を利用することにより組み替えを考えておりますので、合併特例債につきましては、事業がほかに使えますので、今回、この事業にしか使えない交付金が出ておりますので、その事業を使わせていただくということで予定しております。

以上です。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 従来は、この起債は補助事業で90%と単独事業で75%だったと思うんですけども、それが全額融資の対象になる、今、合併特例債が95%、それよりも高いということですね。それでいいですね。

○学校教育課長（岩本博美君） はい、そうです。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） もう1点お願いいたします。22ページのことです。これも教育委員会サイドのことなんですが、この点で、先ほど財政担当のこの予算の説明の中で、業務委託のほうを5カ月間ということで明許を行いますということでございました。この31年度中に、この小学校のほうも空調を行うということで、この明許もさせていただいたわけなんですが、この709万8,000円の予算計上については、この予算計上については2社以上の業者に仕様書を出して、低い方の金額で今回小学校分の予算計上をしてありますか。まず、そこからお願いいたします。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 2社以上の見積もりをいただいて、今回計上させていただきます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） そこで、これが5カ月間というような形で、来年の夏にはもう空調を整えようというそういったタイトなスケジュールになってくると思うんですけども、ここも竜北中学校の場合は当初予算で433万円という予算計上で仕事をされていると思うんですけども、今回はこの709万8,000円の中で、またそういった竜北中学校と同じようなやり方で指名競争入札をされるのか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 西尾議員が言われましたように、今回も竜北中学校と同じ一般競争入札を予定しております。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 先ほど言いましたように、極めてタイトなスケジュールになってくるわけなんですけれども、もう中学校分は今年、12月の末か、1月ぐらいには実施設計図の成果品がもう届くと思うんですよね。ちょっとその話のところなんですけど、この競争入札の場合は、それだけまた業者を選んでスケジュールを組んでいくということなんですけれども、もう例えば7年前に東小学校は大規模改造を行いまして、設計図書が届いております。竜北中学校の一つの棟で5つか6つぐらいのクラスがあって、それを今度は小学校のほうに当てはめる実施設計書だったならば、ある程度、随意契約のやり方でやれば、スピーディに経済的にも安くできるんじゃないかなというふうに思うわけです。ですから、こういうタイトなスケジュールでいく上では、これは施行令の中で、167条に随意契約のやり方としては指名業者随意契約、昔は匿名随意契約とか、そういったことで言っていたんですが、そこはスピーディにできるし、経済的にも安く済む。そういったことでいけば、今、竜北中学校の分で実施設計をやった業者さんに随意契約とか、そういったことも考えられると思うんですけれども、その辺のところ、いかがでしょうか。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 随意契約のほうにつきましては、内容を精査いたしまして当てはまらないということで今回入札を考えておりますので、入札でいきたいと思えます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） その理由だけをちょっと教えてください。これで終わりますけれども。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 随意契約の場合は50万円という金額がございますので、50万円以上になりますので、工事のほうにつきましては入札というふうに考えております。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 50万円というのは少額契約の話ですよ。ですから、施行令の6号とか7号とかに競争入札する場合に不利な場合は随意契約にしていいということですから、その第1号に掲げてあります、これは国もなんですけれども、国と県は自治体の倍なんですけど、町の場合はその半額で50万円とかという、少額契約の場合での随意契約をしていいというような規定になっておりますので、もう一回検討をしていただいて、質問を終わります。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号から諮問第2号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号から諮問第2号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第12 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

○議長（上田健一君） 日程第12、請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。

吉川議員。

○6番（吉川義雄君） 請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願であります。

2018年11月17日に提出をし、11月27日に受理されましたので、請願についての趣旨説明をさせていただきたいと思います。

請願者は、住所、八代市新町6-11。請願者、団体名、八代民主商工会婦人部代表者部長、前田チヅ子さんからいただいたものであります。

私、吉川義雄が紹介議員になりましたので説明をさせていただきたいと思います。

議員の皆さんにも請願書の写しが渡してあるかと思いますが、見ていただければと思います。

請願の趣旨は、地域の経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は家族従事者の働き分を所得税法第56条、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと、必要経費として認められていません。家族従事者の働き分は、事業主の所得とされ、配偶者控除86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるだけであります。この金額は、最低賃金にも達しておりません。所得税の確定申告は白色が基本であります。申告納税制度があります。納税者自身が自主的に計算し、税額を決定して申告、納税する、これが原則であります。課税当局は、業者は税金をごまかしているとの偏見で56条の廃止を認めておりません。しかし、2014年度から、既に全ての業者に記帳が義務化されており、当局の理屈は通用しなくなってきました。家族の人権を認めない所得税法第56条を廃止すべきと全国で500を超す自治体、議会が国に対し意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会は、2016年3月に56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告いたしました。資料にもお配りしていますが、世界の主要国では家族従事者の労働を正當に評価し、その働き分を必要経費と認めています。

こうしたことから、日本政府も所得税法第56条廃止に向けた検討を始めると国会で答弁をしています。しかし、現在まで廃止になっておりません。家族従事者の人権保障の基礎をつくるためにも、早急に廃止すべきと考えます。請願の項目は、所得税法第56条を廃止する意見書を国に提出する、この1点であります。ぜひ、この請願の趣旨をご理解いただき、賛同いただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（上田健一君） 請願第1号について、質疑ありませんか。

はい、米村洋君。

○9番（米村 洋君） 紹介議員の吉川議員にちょっと質疑したいので、いいですか。
この所得税法の56条の、これがちょっとわからないのは、これは事業日誌ということの、個人経営の、家族経営なのかな、これは、白色で申告をする人たちに対して優遇性がないと。白色申告に対して優遇性がないじゃないかということなんだろうね。そして、それを、結局57条で、その人の補完するという意味で青色に変えれば融合性がありますよということになっているんだけど、何でその白色を青色に変えないのか。その理由はわからない。それはどうなの。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今、米村議員からありましたように、青色申告すれば、今言われたように家族の給与に対しては経費として認めますよとなっています。ただし、この青色申告する場合は事前に該当する税務署長に届出をするのと併せて、帳簿の仕分けを、勘定元帳、そして申告の際には、この元帳を基に損益計算書、貸借対照表、こういったのをしなくちゃならないと。要するに仕事が複雑だというのが一つあります。先ほど言いましたように、もともとこの所得税法が最初に決まったときに、家庭、家族内の場合、事業主、主人が事業主で、家族はそのお手伝いをするということからこれが始まっているわけです。それで、請願も団体者の婦人部が出されたというところが一つあるわけですが、そういった家族でやる場合、複雑な作業でなかなか大変だということが1点あるのと、そういった最初から女性の場合は、お手伝いするものだというふうにされてきた。これが出発点だということになって、それで先ほど言ったように国連でもおかしいんじゃないの、撤廃しなさいとなっているわけです。だから、私は作業が大変だというふうに聞きました。個人で、家族経営でやる場合はなかなか大変。人を雇えない、その経費がたくさんかかる。じゃ、経理を頼むかと、なかなかそこまではできないということだというふうに私は請願者から聞きました。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今のをちょっと説明すると、青色だったら、結局いろんな手続き上が非常にややこしいということなんだね。だから、税務署に届けてということでやらなきゃならない。結局、今、君が言ったようないろんなことをして、その複式簿記的なものをやらなきゃならないということと、その白色は単式の簿記で済ませるということの違いでと。しかし、一つ言うと、この白色はものすごく脱税の温床になるという認識しかない。ところが青色は、控除されることにおいて、控除される額も大きいけれども、脱税のこういうことに非常に難しい。だから本来ならば、個人企業は白色が一番ベストだと思うんだね。そういうふうな認識をしとるんだけど、ただ一つ言うと、僕らのこの基礎自治体というのは、果たしてこういうことの、

所得税法を精通してない、税に対して。だから論議できる議会か、議会じゃないか。その辺のところを、それに対して税法というものに対して全然精通してないから、これに対して賛成してくださいよとか、反対してくださいよとかいうようなことはちょっと難しいんじゃないかと思うんだね。その辺のところ、どうなの。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議員の皆さんの中に当然、自分で事業をされている方もいらっしゃるのですが、それなりに私は勉強はされているのかなというふうに思います。反対に、私はこの間、そういったことの経験がありませんでしたので、かなりインターネットを通じていろんな所得税法について、勉強させていただきました。最初言われたように、要するに不正の温床になるのではないかと、そういったのがありました。しかし、先ほど言いましたように、帳簿づけというのは義務づけられたわけですね。2014年からはもう義務づけられているわけです。だからその帳面を基に、税金の申告のときには、納税申告のときにははしなくちゃいけないというのはあります。だから、以前のようにそういった脱税の温床になるんだとか、そういったのがあったわけですが、それが私は変わってきているというふうに思います。要するに、何も付けてなくて、帳面もつけずに以前はOKだったと。しかし、今は帳面付けもきちっとしなくちゃいけないと。ただそれが単純な帳簿付けでいいか、複雑な帳面にするかが青色と白色の違い。だから、青色申告を進めているという話もいろいろ商工会関係の人たちから聞きました。確かに青色にすればメリットが大きくて、かなりいいわけですが、しかし、それだけまた負担はあると。家庭内で事業をする人たちにとってみれば、その負担が大変だと。少数の売上金額が少ない人たちの場合は、特にそういった人を雇ってというのはなかなかできない。そういうことが一つあるんじゃないかなというふうに思います。議員の皆さんたちも、私以上に詳しい人がいっぱいおられるんじゃないかなというふうに私は思っています。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 吉川議員、議員たちは詳しくない。僕もわからない。ただ、一つ言って、例えば君がこの案を出してくる、廃止案を出してくる時に、氷川町の個人事業主、青色申告者の人たちがどれぐらいいるのか、その調査をして、地域からこういうことの廃止ということが出てくれば、この氷川町の事業者からこういうことに対しての廃止的なことが出てくれば、議会は勉強会やりながら国に対して意見書を出すか、出さないか、そういうことを検討しなきゃならないだろうけど、結局これは一つ言うと、今現在氷川町からはそういうような、事業者からそういう意見というのはほとんど出てきていない。君が一つ、結局検証することは、氷川町の一つの個人事業主、この56条についてどうなのかということを一回お互いに意見

の交換をして、その結果、もう一回、例えば君が出してくるなり、もう一回検討したほうがいいんじゃないのかな。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 米村議員の意見はしっかり受け止めていきたいと思います。ただ、請願に関する法律がありまして、誰でも出せるというふうになっています、請願法。そういったことで今回相談を受けましたので、私が紹介議員になって提出をするというふうにいたしました。委員会付託を省略し、この本会議で決めるということになりました。今言われたように青色申告、あるいは白色申告の申告状況を、氷川町内を調べて、またそういった人たちからの意見をもっとつかんで出せばよかったんじゃないかという点については、それは今後多いに検討していきたいというふうに述べておきたいと思います。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これから討論を行います。討論ありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 反対討論の立場で討論させていただきます。この基礎自治体の議員たちが所得税法に議論するだけの知識と資料を持ち合わせておらない。そして、地元から、地元の商工業者からそういう意見が出てきていない。今、吉川議員が地元から出てきて、それに併せてこういうことですよということであれば、それは検討の余地もあるだろうけれども、そして、これはこういう税法の解釈というのは、非常に僕らは不十分で善し悪しがよくわからない。そして、こういうことは立法院、すなわち国会で論議する問題であって、例えば熊本県の自民党から、県連からこの税法を改正しようじゃないかという、意見書を提出してくれというような話があれば、氷川町議会も真剣に検討する余地があると思う。これは、例えば立法院で議論するということだろうと思う。だから、今の段階では僕らは税法に対して、この56条の所得税法の廃止ということにおいては、よく理解できない。だから、立法院で議論するということを踏まえて、立法院がどういう判断をするかということに僕らは委ねなければならないということにおいて反対討論といたしたいと思います。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 自分も反対の立場で討論させていただきます。

所得税法第56条の廃止を認める意見書提出なんですけれども、これは八代民商商工会ということなんです。その民商商工会で指導記帳代行をしながら青色申告をするというようなことができなかつたのかなというのがあります。この問題は、さ

つき議員からもお話が出たように、青色申告と白色申告の話になると思います。青色申告は、65万円の特別控除、青色申告に申請するときに10万円の控除、または赤字の場合は3年間繰り越しすることが可能になります。家族への給与が全額必要経費になり、また30万円未満の減価償却資産は一括経費としても見ていただけます。さらに、自宅を事務所代わりにしたり、家賃や代金代の一部も経費にみてるようなメリットがたくさんあります。先ほど提出者から言われました、単式簿記と複式簿記で記帳が少し面倒だというようなことだろうかと思いますけれども、現在は記帳代行を安値で請け負ってくれるところもありますし、近年では税務署のほうで申請ソフトなんかも、確定申告のソフトなんかも開発されていますので、パソコンを扱われる方は、そこからでも申請できるようになっていますので、やはりメリットの多い申告のやり方を指導したりとか、また先ほど言いました経費面は大体65万円の控除があったら10万円弱ぐらいで記帳代行等もしていただけますので、そちらのことをやはり相談に乗っていただきながらしたほうがいいと思います。そういうことで、私は反対の討論といたします。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。請願第1号を採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時22分